

「南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案」 の概要

1. 背景

環境保護に関する南極条約議定書（平成9年条約第14号）附属書Ⅲ第2条に規定する南極地域における放射性物質の除去義務は、従来、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）により担保されていたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、一般環境中の土壌などについても放射性物質による汚染が想定されるものの、これを南極地域に持ち込む等の行為については規制がなかった。

このような事態に対処するため、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号。以下「改正法」という。）により、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号。以下「法」という。）が改正され、南極地域における放射性物質による大気、水質及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置については、法の規定を適用しない旨の規定が削除された。

本政令案は、改正法の施行に伴い、南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成9年政令第244号。以下「施行令」という。）の改正を行うものである。

2. 改正案の概要

施行令について、以下のとおり改正する。

（1）処分が禁止される固形状の廃棄物（施行令第2条関係）

処分が禁止される固形状の廃棄物であって可燃性のものとして、放射性物質によって汚染された固形状の廃棄物であって可燃性のものを加える。

（2）処分が禁止される液状の廃棄物（施行令第3条関係）

処分が禁止される液状の廃棄物として、放射性物質によって汚染された液状の廃棄物を加える。

3. 施行日

改正法第3条の規定の施行の日（平成26年6月1日）（予定）